

# 国営農地再編整備事業いさわ南部地区における環境配慮の実際と課題

Reality of Landscape and Biotope Conservation in the Isawa-Nanbu Farmland Consolidation Project

広田純一<sup>\*</sup>, 藤崎浩幸<sup>\*</sup>

HIROTA Jun-ichi, FUJISAKI Hiroyuki

## 1. はじめに

国営農地再編整備事業いさわ南部地区（岩手県胆沢町）は、702haの水田圃場整備を中心とする国営事業地区である。本地区は計画段階から景観や自然生態系への配慮を行ってきており、この種の取り組みの先進事例の一つとして注目を集めている<sup>1)</sup>。本稿では、計画段階より本地区に関わってきた立場から、いさわ南部地区における環境配慮の実際を紹介するとともに、その経験を通じて明らかになった課題を報告する。

## 2. 地区の概要

本地区は、北上川支流の胆沢川が形成した胆沢扇状地の上位段丘面（標高110～210m）に立地する散居水田地帯である。開田の歴史と地形変化の多様さにより、地区内には開発年代や整備水準が異なる水田群、屋敷林や平地林等の豊富な樹林、溜池、湿原化した休耕地、開削当初（約380年前）の面影を残す土水路等が残されており、全体として豊かな自然環境が維持されている。

## 3. 本事業における環境配慮の経過（表1）

東北農政局北上土地改良調査管理事務所は、平成8年度の地区調査開始と同時に「田園景観検討委員会」を発足させた。同委員会は地区内の保全すべき景観・生態系要素とその取り扱い方針を提案し<sup>2)</sup>、それを基に本事業での環境配慮措置がまとめられた（表2の1）。

平成10年度には、保全生態学の専門家等が加わった「生態系保全調査検討委員会」が設立され、地区内の生物調査に基づいて「注目すべき種」を明らかにするとともに、水と緑のネットワークの形成を基本とした生態系保全の方針を定め、幹線排水路等での生態系保全措置を提案した<sup>3)</sup>（主に表2の2）。

また、工事着工（H12）以後も、いさわ南部農地整備事業建設所が「生態系保全調査検討委員会」のアドバイスを受けながら、また独自の「生態系保全への配慮指針」（H13.9）を定めて、毎年の実設計の中で各種の環境配慮措置を講じてきている（表2の2,4,5）。

表1. いさわ南部地区における事業経過

年 度	事 項
H5 (1993)	農地再編開発モデル調査（～H6）
H7 (1995)	農地再編計画開発調査
H8 (1996)	地区調査開始（～H9）
	胆沢西南部地区田園景観検討委員会（岸本委員長）
H10 (1998)	事業着工（区画整理702ha，農地造成5ha）
	いさわ南部地区生態系保全調査検討委員会（桜井委員長/～H11）
	農村総合整備事業（胆沢町）着工
H12 (2000)	工事着手
	いさわ南部地区生態系保全調査検討委員会（広田委員長/～現在）
	引越し大作戦（8月）
	生態系保全フォーラム（11月）
	住民参加による農村自然公園づくり着手（農村総合整備事業）
H13 (2001)	胆沢平野地域多面的機能推進部会（広田委員長）
H16 (2004)	工事完了予定
H18 (2006)	事業完了予定
	農村総合整備業完了予定

さらに、生態系保全の地元啓発活動として、改修予定水路からの魚類の移動（H12.8）や地区住民対象の生態系保全フォーラム（H12.11）等も行われている。また、本事業で地区除外とした溜池や土水路等の周囲では、胆沢町による農村総合整備事業が導入され（H10）、住民参加による農村自然公園づくりが進められている。

#### 4. 環境配慮の成果と課題

(1) 水と緑のネットワークの骨格となる幹線土水路（両脇の樹林帯を含む）、溜池、屋敷林・平地林・斜面林を計画的に残せたことは大きな成果だった。(2)

同様に、幹線排水路等での保全措置の採用も評価できる。(3) 工事着工後に生物の生息状況のモニタリングを開始している点も評価されるべきだろう。(4)

その一方で水田と付帯する土水路については、実施段階での個別的対応に止まり（それ自体は高く評価できるが）、今後に課題を残した。(5) また年間150haに及ぶ集中的な面工事は、事業目的（生産性向上）に適った措置とはいえ、生態系保全の立場からは検討を要する。(6) 圃場レベルでの環境配慮には関係農家の理解と同意が不可欠であるが、今回は事業同意と平行しながらの作業だったこともあり、農家への啓発活動が必ずしも十分ではなかった。農家への働きかけは遅くとも事業計画調査前から始める必要があり、また農家側の受け皿（組織）づくりが不可欠である（本地区では実施段階に入って事業推進委員会の中に「環境部会」を設立した）。(7) 圃場レベルでの環境配慮にとっては現況の小用排水路や畦畔等の保全が重要だが、現在の計画設計基準における標準区画の考え方が柔軟な区画設計を難しくしている面がある。現況の区画割を生かした畦畔撤去型圃場整備の検討が望まれる。(8) 環境配慮措置にとって不可欠な生物調査は、予算の制約により限られた調査に留めざるをえなかった。調査予算の拡充は非常に重要である。

#### 5. おわりに

土地改良法改正により、今後の地区では計画的体系的な環境配慮が可能となると考えられる。本地区での経験が多少の参考になれば幸いである。なお、制度的予算的制約が多い中で本地区が一定の成果を挙げてこられたのは、北上土地改良調査管理事務所やいさわ南部農地整備事業建設所を始めとする関係者の努力の賜であることを付記しておく。

#### 注および引用文献

- 1) 食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」（平成14年3月）の中で、10カ所の地区事例の1つに挙げられている。
- 2) 東北農政局北上土地改良調査管理事務所「平成8年度国営農地再編整備事業『胆沢西南部地区』田園景観検討委員会報告書」、平成9年3月。
- 3) 東北農政局いさわ南部農地整備事業建設所・農村環境整備センター「平成11年度いさわ南部農地整備事業生態系保全調査検討業務報告書」、平成11年12月。

表2. いさわ南部地区での環境配慮措置

方法	事項
回避	施工対象からの除外
	旧水路(土水路)
	溜池
	湿性休耕地
	独立木
最小化	幹線排水路での環境配慮
	2面張りの採用
	空石積みの採用
	樹木・植生の保存・復元
	瀬・淵・よどみ等の確保
	階段落差工の設置
	魚巢ブロックの設置
	動物移動路の設置
	水田・溜池との移動路の確保
	小排水路での環境配慮
脱出スロープ等の設置	
	二階建て小排水路の採用
	法面での環境配慮
	在来種による植栽
修正	該当なし
軽減・消失	生物の移植
	ハッチョウトンボ
	魚類
代償	生息地の復元
	ハッチョウトンボ